

イタリア共和国 (Republic of Italy)

通信

I 監督機関等

1 経済発展省 (Ministry of Economic Development)

Tel. : + 39 06 47051

URL : <http://www.sviluppoeconomico.gov.it/>

所在地 : Via Molise 2, 00187 Rome, ITALY

幹部 : Federica Guidi (大臣 / Minister)

所掌事務

「2008年5月16日の政令」により設立された。省内に、経済発展・持続的成長、エネルギー・資源管理、貿易等に関する部署のほか、通信・地方経済監督局が設立され、それまで電気通信関連の政策官庁であった通信省の所掌をすべて引き継いだ。2013年12月の組織再編により、以下の部局が通信関連の政策策定・事業者規制・資源管理を所掌している。

① 電子通信・放送・郵便サービス総局

- ・ 通信事業者の規制監督
- ・ 周波数・番号資源割当
- ・ ユニバーサル・サービス管理
- ・ 通信事業者に対する各種許可の付与

② 周波数調整・管理総局

- ・ 周波数計画の策定・管理

③ 通信・情報技術室

- ・ ICT 関連政策策定
- ・ R&D 活動推進
- ・ 技術基準の策定
- ・ 電気通信機器の型式認定
- ・ 国家レベルの通信セキュリティ維持
- ・ 番号資源、インターネット・アドレス管理

2 通信規制庁 (Communications Regulatory Authority : AGCOM)

Tel. : + 39 81 7507111

URL : <http://www.agcom.it/>

所在地：Centro Direzionale, Isola B5, Torre Francesco - 80143 Napoli, ITALY

幹部：Angelo Marcello Cardani（長官／President）

所掌事務

1998年7月、「1997年7月31日の法律第249号(Act July 31st 1997, No.249)」によって通信・放送の両分野の諸規則策定及びサービス管理を行う独立規制機関として設立された。財政の大半を年ごとの国家予算中で定められた資金で賄っているが、一部通信・放送事業基金からの出資や各種手数料収入の徴収も認められている。

電気通信分野における主な所掌事務は以下のとおりである。

- ・ 相互接続管理
- ・ サービス品質の監督
- ・ サービス料金規制
- ・ 番号計画の策定と実施
- ・ 経済発展省の諸計画に関する諮問
- ・ 紛争処理
- ・ 市場において顕著な支配力を有する SMP 事業者の規制

AGCOM の管理部門は長官と、それぞれ4名の委員で構成される「基盤・ネットワーク委員会」「サービス・商品委員会」「総合管理委員会」から構成されている。

II 法令

電気通信分野の基本法令は、「電子通信法典 (Electronic Communication Code)」(2003年8月1日に成立)である。同法典は、EU 電子通信分野における「2002年通信規制パッケージ」のうち、「枠組指令 (2002/21/EC)」、「アクセス・相互接続指令 (2002/19/EC)」、「認可指令 (2002/20/EC)」、「ユニバーサル・サービス指令 (2002/22/EC)」に基づき、規制機関の機能、事業者の認可、相互接続、ユニバーサル・サービス規定を国内法制化している。

そのほか、事業者の規制監督の細則については、「1997年7月31日の法律第249号」及び「1997年9月19日の大統領令第318号(Presidential Decree no.318 of 19th September 1997)」が中核をなし、「1998年4月23日の通信省令 (Ministerial Decree of 23rd April 1998)」ほか、多くの法律、大統領令、通信省令、AGCOM 決定等が、電気通信分野における法規範を形成している。

電波監理については、「電子通信法典」第I部第2章第14条において周波数管理の権限が、第II部第2章第27～30条において周波数の利用にかかわる一般権利、周波数割当方法が規定されている。第III部において無線局管理を含む免許事項が規定されている。そのほか、「2002年7月8日の通信省令 (2003年2月20

日の通信省令」により修正)」が、国家周波数割当計画の概略を規定している。

Ⅲ 政策動向

1 免許制度

2003年の「電子通信法典」により、従来の個別免許と一般認可の区別は撤廃され、電気通信事業者への免許は一般認可（有効期間：10年）のみとなったが、この法典の制定以前に取得された個別免許については、期限の終了まで有効とされている。認可を受けた事業者が無線周波数を利用するサービスを実施する場合は、当該のサービスに対応する帯域について周波数利用許可を得る必要がある。

EU圏外からの外資参入は、相互主義が確立している場合にのみ認められる。

2 競争促進政策

(1) SMP事業者の指定

AGCOMは「電子通信法典」の制定後、EUの「枠組指令（2002/21/EC）」に準じ、SMP事業者決定のための市場調査を開始、EUの指定する18市場すべてについて2008年までにSMP事業者を指定した。2009年にはEUの新たな勧告（C（2007）5406）に従って七つに統合された市場の分析が開始、2015年9月末までに、以下の市場でSMP事業者が指定され、他事業者からの接続要求に対する非差別的対応やコストベースの接続料金設定等の義務を課された。

- ・ 固定アクセス、ブロードバンド：旧国営事業者テレコム・イタリア（Telecom Italia、ブランド名TIM）
- ・ 専用線：TIM
- ・ 移動体通話着信：既存4事業者すべて（TIM、ボーダフォン・イタリア（Vodafone Italy）、ウィンド（Wind）、3イタリア（3 Italia）及びMVNO4社（BTイタリア（BT Italia）、Lycamobile、Noverca及びPoste Mobile）

(2) 相互接続

公衆電気通信網を運用するすべての事業者は、他の事業者に対して相互接続を要求する権利を持つ。相互接続契約を結んだ事業者は、AGCOMの規定する技術的条件に従い、回線の末端までの接続管理を実施する。

特にSMP事業者に対しては、透明性及び非差別性の原則が重視され、AGCOMの要請に応じて相互接続に関連する情報を公開するほか、接続契約の締結に当たり、すべての事業者に自社あるいは関連会社と同一の条件で接続を提供しなければならない。相互接続料金については、一般には当事者間の相互接続協定に基づき自由に決定されるが、SMP事業者は、その条件が実際の費用に基づいていることを明示しなければならない。また、SMP事業者は相互接続に関する会計を分離し、AGCOMの監査を受ける義務を負う。

AGCOMは2008年11月、移動電話着信料金に関して2013年までの順次引下

げを決定し、同年末までに一律に 0.0098EUR/分とした。2015 年 9 月には、MVNO を加えた SMP 事業者すべてが 2017 年までこの料金基準を順守することを義務付けた。固定通信についても、2010 年には着信料金の均一化が義務付けられ、どの事業者の回線についても、料金は 0.0057EUR/分にすることが定められている。これを受けて、2013 年には消費者向けの接続料金の平均も、固定で 6.0%、移動で 11.2%引き下げられている。

(3) ローカル・ループ・アンバンドリング (Local Loop Unbundling : LLU)

「2003 年電子通信法」の発効後、2005 年前後から政府は EU の通信市場開放政策に従い、アンバンドル料金の引下げを推進している。2015 年 1 月、AGCOM は TIM のフルアンバンドルサービスにつき、提供地域を A (TIM が支配的事業者の地位を保つ) と B (少なくとも他の 2 事業者が次世代網で十分なカバレッジを有する) に分け、回線当たりの料金の上限を A については 8.49EUR、B については 9.40EUR とした。

(4) TIM の機能分離

AGCOM は 2007 年 10 月に TIM に同社のアクセス・サービス部門を独立組織とし、すべての競合事業者へのイコール・アクセスを保証する提案の承認要求を出し、2008 年 2 月に同社はオープン・アクセス部門を設立した。2009 年 6 月には、競争当局である市場競争保証庁が通信市場の競争促進を目的に、同社の通信網運用部門とサービス部門を分離する旨の提案を行った。

これに対して TIM は、2011 年 3 月、同社は特に次世代網に関して積極的に他社への接続を実施、卸売部門は会計等で実質的に分離モデルを形成しており、これ以上の部門の分離は、事業者の基盤投資へのインセンティブを失わせるという主旨の発表を行っている。2013 年 5 月に AGCOM の提案により、分離計画の策定に着手したものの、同 7 月には、AGCOM の卸売ブロードバンド料金規制案が市場に与える影響が不確定であるとの理由から、計画策定の中断を発表した。

(5) 番号ポータビリティ

固定・移動 (2G 及び 3G) とともに番号ポータビリティが利用可能である。移動電話においては、2014 年 12 月現在、2002 年のサービス開始以来の利用の累計が約 7 万 7,000 件に達している。

3 情報通信基盤整備政策

(1) ユニバーサル・サービス

「電子通信法典」で定められたユニバーサル・サービスの対象範囲は、以下のとおりである。

- ・ 音声電話 (国内・国際電話の発信・受信、ファックス、データ伝送、緊急通報サービスへの無料アクセス、インターネット接続)
- ・ 加入地域の市内電話網における加入者電話帳・情報案内サービス

- ・ 公衆電話サービス
- ・ 障がい者や特別の社会的必要性を有する利用者に対する特別な条件・設備によるサービスの提供

ユニバーサル・サービス事業者の指定は、AGCOMによる各社のサービス提供条件及び財務状況の調査を通じて年ごとに実施される。2007～2008年のユニバーサル・サービス事業者にはTIMが指定されており、その後も明確な指定はないもののサービスを継続している。ユニバーサル・サービス費用は、コスト負担事業者による拠出金を基に運営されるユニバーサル・サービス基金が負担する。各事業者の拠出金の額は、前年の業績に基づいてAGCOMが算定する。

(2) デジタル・ディバイド解消

AGCOMは2014年現在、ブロードバンド接続世帯が大都市圏では60%以上に達しているのに対し、南部を中心とするルーラル地域では30～40%台であることを明らかにした。また、最大接続速度30Mbpsのサービスについては、ルーラル地域の人口の約4分の1の500万が接続不可能な状況にあるとしている。

政府は2015年3月、欧州デジタル・アジェンダ2020の目標設定に従い、2020年までに国内全世帯が最大速度30Mbps以上のブロードバンドに接続、うち85%には最大接続速度100Mbpsのサービスへの接続を可能にするとした。プロジェクト予算は約120億EURで、うち70億EURが政府負担（21億EURはEU政府系の助成）である。一方、2014年10月、政府は数千の公共機関及び交通機関への無料ホットスポット設置計画を発表、2017年末までの予算を500万EURと見積もっている。

(3) 光ファイバ基盤拡張政策

「2008年6月25日の政令法律」により、通信事業者の光ファイバ網構築に際し、既存のケーブル管路への光ファイバ収容が認められた。また、同法は地方自治体が道路等の公共基盤の工事を行う際に、通信事業者が同時に光ファイバの敷設を行うことを支援するという構想を明らかにしている。2010年9月には、銅線から光ファイバに移行する際の技術モデルに関して事業者間の合意が成立した。

2010年5月、Fastweb、ウィンド及びボーダフォン・イタリーは共同で5年計画を発表し、国内の15大都市でFTTx基盤を構築し、人口の17%に下り最高速度100Mbpsのサービスを提供するとした。2010年7月には首都の一部で7,000世帯と525の事業所向けビルが光ファイバ回線に接続され、9月には首都を含む6都市での試験サービスが開始されている。

これを受けて2010年11月、政府の主導で同国の電気通信事業者の主要7社（TIM、FastWeb、ウィンド、ボーダフォン・イタリー、ティスカリ（Tiscali）、BTイタリア（BT Italia）と3イタリア（3 Italia））は、光ファイバが導入されていない地域で光ファイバを導入するための公営企業「FiberCo」を設立するた

めに協力することで合意している。同社は **Paolo Romani** 産業大臣（当時）が議長を務める役員委員会を設置し、光ファイバ導入の重複の回避や、投資に関する調整業務を行う。同社は 2020 年までに全土の 50% の世帯への光ファイバ回線設置を目標としている。

またルーラル地域への光ファイバ網の構築については、政府の投資基金「Invitalia」を通じた請負事業の公募が数回にわたって実施されている。2014 年には、カンパニア州やモゼール州のプロジェクトに対し、TIM が落札、100 を超える自治体に官民共同出資によるファイバ回線設置を開始している。

4 ICT 政策

（1）ICT リテラシー向上

AGCOM はイタリアのブロードバンド普及率が EU 平均に及ばず、ICT リテラシーも比較的低いことを危惧し、2008 年からブロードバンド利用率を地域ごとに調査し、利用の少ない地域には、政府が直接介入して学校や各種訓練機関、中小企業での ICT 機器の利用を推進するという計画を提示している。2015 年 10 月には、イタリア公共教育省及び経済開発省が、イタリア全土の学校に対して 100Mbps 級の FTTx ブロードバンドを接続し、E ラーニングを提供する「全国デジタル学校計画」のため、6 億 EUR を共同支出することで合意し、MoU を締結した。

（2）電子政府

2011 年末、経済発展大臣はブロードバンド・サービスの普及に関する 2020 年までの優先課題を発表した。ここでは、超高速ブロードバンド基盤への投資促進とともに、特に官民協力に基づくデータセンターの構築・運用による政府サービスのクラウド化が目指されている。

（3）mGovernment

AGCOM は 2006 年前後から、携帯電話の普及率や、3G の利用が欧州トップであることに注目し、国内の公共サービスの電子化の一環としてモバイル端末向けの公的情報サービスの強化を図っている。最近のサービス事例としては、ベネチア市における水位監視アラームシステムがあり、低海拔地域における冠水警報が SMS で発信されている。

現在特に注目されている分野は教育と各種料金払込である。教育分野では、学校と家庭とのモバイル基盤上での連絡体制の確立、料金支払分野では、オンライン支払システムの早期の導入が目指されている。

（4）ネット中立性

AGCOM は 2011 年 2 月に国内の固定・移動双方のデータトラフィックの増大と寡占化に対し、「ネット中立性」に関する事業者間の協力体制確立を目的としたパブリック・コンサルテーションを開始した。同 7 月には暫定的結論として以下の

原則が提示された。

- ・ 選択の自由：利用者は契約事業者を自由に選択する権利を有することを周知
- ・ 透明性：消費者と事業者の双方が市場での自由な競争を支持
- ・ トラヒックの取扱いの平等性・非差別性
- ・ インターネット・バリューチェーンに参加するすべてのプレイヤーの協力
通信事業者には、トラヒック管理技術協力により、利用者にベストエフォートでの接続を確保することと、消費者に対する価格体系の明示が求められるとされている。

(5) デジタル・アジェンダ・コントロール・ルーム

経済発展省は 2012 年 2 月、欧州委員会の経済デジタル化計画「デジタル・アジェンダ」の掲げる目標の国内での実現を目指し、省内外の関連組織の長を中心とするワーキング・グループ「デジタル・アジェンダ・コントロール・ルーム」を設定した。推進テーマは以下の六つの領域にわたり、それぞれの領域で約半年間の国内の状況分析を実施したのち、法規則の枠組みの設定、予算策定、プロジェクト案の提出等を実施するとされている。

- ・ 基盤・安全性（経済発展省通信局）
- ・ 電子商取引（経済発展省商業・国際化局）
- ・ 電子政府／オープンデータ（大統領府デジタル化・技術革新局）
- ・ デジタル・スキル向上（教育・大学・研究省人材開発・企画局）
- ・ 研究開発（経済発展省産業政策・競争局）
- ・ スマート・コミュニティ（教育・大学・研究省）

5 消費者保護政策

電子的手段で処理される個人情報に関するシステムとデータ保護の原則については、「データ保護法典（Data Protection Code）」第 34 条が規定している。また、同法第 130 条は、ダイレクト・マーケティング等の目的による電子メール、SMS、MMS 等の発信について、事前に送付対象の同意を得ることを義務付けている。送付対象の同意のないスパム等の行為が繰り返された場合、規制機関は電気通信事業者に対し、フィルタリングやその他の処置を命じる場合もある。

IV 関連技術の動向

基準認証制度

無線設備等の基準認証手続については、EU「R&TTE 指令（1999/5/EC）」に準拠した「2001 年 5 月 9 日政令第 269/01 号 (decreto legislativo (D.Lgs.) 9 maggio 2001, n. 269)」が規定している。基準認証業務は、経済開発省下にある情報技術協会（ISCOM）が所管しており、国内における無線機器及び通信端末の市場流通

を望む場合、電気安全性、EMC、周波数効率利用などの所定の基準を順守していることについて、第三者である届出機関（Notified Body）により（一部は製造業者等の自己宣言により）認証を受けることを求めている。

V 事業の現状

1 市場概要

2014年の電気通信小売市場の総売上高は約320億3,300EURで、前年比7.7%減となっている。そのうち、固定部門は164億4,000万EURで前年比4.9%減、移動電話部門は155億9,300万EURで前年比10.4%減となっている。

卸売市場における総売上高も継続的な接続料引下げにより減少傾向が続いており、2014年には固定部門が36億6,000万EURの前年比9.6%減、移動部門が21億5,000万EURで前年比6.2%減であった。

基盤投資額については、固定部門では超高速ブロードバンド網のカバレッジ拡張により、前年比7.7%増の約33億3,500万EURであったが、移動部門では前年比6.5%減の26億6,500万EURであった。

2 固定電話

1998年1月1日から長距離・国際通信市場が、2000年1月1日から市内通信市場が自由化され、BTイタリア、ウィンド等、30以上の事業者が固定通信サービスを実施している。固定電話から移動電話への乗換えが進み、固定電話の普及率は2006年の45.5%から継続的に減少している。

PSTN回線を経由したサービスの加入者は2014年末に約1,713万6,000、前年比2.8%減である。世帯普及率も2007年まで100%を超えていたが、2014年には80.5%まで減少している。競合各社のIP網のカバレッジ拡大により、TIMの市場シェアは減少し、2014年には、約62%である。

3 移動体通信

移動電話の普及率は2007年に150%を超え、欧州諸国中で最も高いが、2013年には、やや減少を見せ始めた。

TIM、英ボーダフォンの子会社ボーダフォン・イタリー、ウィンド、香港の Hutchison Whampoa（Hutchison Whampoa）の子会社3イタリアの4社が市場に参入している。うちウィンドと3イタリアは、2015年8月、株式所有がともに50%ずつの合併で合意した。

MVNOについては2007年3月から参入が開始され、20社以上が市場に参入、2014年6月末には合計で7.6%の市場シェアを得ている。うち郵便サービス事業体ポステ・イタリアの子会社ポステ・モビレ（Poste Mobile）の加入者が最も多く、MVNO全体の加入者の52.3%を占めている。

3Gサービス（UMTS規格及びHSPA規格）は既存4社のすべてが実施してい

る。2014年6月現在、各社の3Gサービスの加入者数合計は約2,973万である。スマートフォン利用者数も順調に増加し、2014年末の普及率は、人口の54.7%である。

LTEに関しては、TIMが2012年11月、ボーダフォン・イタリアが2012年10月、3イタリアが2012年11月、ウィンドが2014年3月に商用サービスを開始している。2014年6月現在、加入者数合計は638万である。TIMのLTEサービスの人口カバレッジは、2015年8月現在、83%まで広がっている。また、TIMは2014年11月、60都市でLTE-Advancedサービスを開始、2015年8月には人口カバレッジが70%に達したと推定されている。

4 インターネット

(1) ブロードバンド

固定ブロードバンド・サービスの加入者数は年間数%の増加で推移しており、2015年6月現在、1,420万である。接続方法はDSLが90%以上を占めており、FTTxの割合は5%程度である。90%以上の回線は下り速度が2Mbps以上で、サービス速度の平均はEU平均を大幅に上回っている。WiMAXサービスは、Aria、Mandarin WiMAX、NGI、Linkemがルーラル地域を中心に実施している。FTTxサービスは、TIM、Fastweb、ボーダフォン・イタリア、ウィンドが導入しており、2015年6月末の加入者数は約97万である。

WiMAX、HSDPA、ハイパーLAN等の無線ブロードバンド網については、2011年末に人口カバレッジが99%に達している。また、携帯端末を利用したモバイル・ブロードバンドの対応SIMカード数は、2014年3月現在、前年同期比22.7%増の3,860万となっている。

(2) 光ファイバ網整備

①TIM

TIMは2007年3月、「NGN2ウルトラブロードバンド・アクセス戦略」を発表。2009～2011年に国内の主要都市でFTTx基盤の構築を目指し、2010年には首都ローマのほか数都市で運用を開始している。

2012年3月には、「2020年までに人口の100%に最大通信速度30Mbps、全世帯の50%に100Mbpsのブロードバンド接続を提供」というEU「デジタル・アジェンダ」の目標に従い、FTTC→FTTHの2段階で光ファイバ接続サービスの普及を図る「NGANプロジェクト」を発表した。

TIMはこのプロジェクトの2014年までの予算を90億EURとし、2014年までに人口の25%に当たる600万世帯が少なくともFTTCサービスを利用できる体制を整えるとしていた。2015年8月現在、国内の100以上の都市に光ファイバ網が構築され、最大速度30～100Mbpsのサービスが可能となっている。

②新規参入事業者

スイスコムの子会社 Fastweb は、オール IP のトリプルプレイ（音声、インターネット、映像）を提供する事業戦略を掲げており、FTTH、ADSL、無線を含めた多様なアクセス網でサービスを提供してきた。2014 年 10 月には、2016 年までに全国 100 以上の都市、27%の人口を同社の光ファイバ網でカバーする計画を発表した。同社は対象世帯 750 万のうち、550 万に同社が開発した FTTS (Fiber to the Street) 技術を適用するとした。2015 年 6 月現在、同社の FTTH 網の人口カバーレッジは 35%で、180 都市の中心部分でサービスが可能となっている。

5 新成長サービス

(1) IPTV

2014 年 3 月現在、イタリアの IPTV 視聴世帯数は約 2,500 である。TIM が「TIMvision」の名称で、PC あるいはスマート TV、スマートフォン等の画面上で動画、公共放送及び民放の番組、有料放送のテーマ別パッケージを配信している。

また Fastweb の電話、インターネット、テレビのトリプルプレイ・サービスでは、SKY の 40 のチャンネルが視聴可能である。

(2) モバイルテレビ

TIM がスマートフォン利用者向けに「TIMvision」のコンテンツの一部をストリーミング配信しているほか、ボーダフォン・イタリアが、LTE 加入者向けに映画やテレビ番組のオン・デマンド・サービスを実施している。

(3) NFC サービス

ボーダフォン・イタリアは 2014 年 4 月、マスターカード等との提携の下で、非接触型決済サービス「Vodafone Wallet」を開始した。TIM も Visa との提携により、同時期にサービスを開始している。両社の 3G/LTE 加入者で Android 端末の所有者は、対応アプリのダウンロードにより、指定商店や交通機関での決済が可能になる。

(4) クラウド・コンピューティング

TIM は 2009 年から国内 8 か所でデータセンターを開設。2010 年 9 月には、企業及び公的機関を対象としたクラウド・コンピューティング・プラットフォームの構築、サーバ管理等のサービスを開始、2012 年半ばには、国内法人向けに IaaS、Paas、SaaS の統合ソリューションサービス「Nuvola Italiana」の提供が開始された。2014 年には、同社のデータセンター数は全国で 10 を数え、同 9 月には国際的な M2M プラットフォーム事業者 Jasper と提携した。

また、個人の PC 又はスマートフォン利用者向けに TIM は最大 1GB、ボーダフォン・イタリアは最大 5GB までの無料データ収納サービスを実施している。

VI 運営体

1 テレコム・イタリア (Telecom Italia : TIM)

Tel. : +39 06 36881

URL : <http://www.tim.it/>

幹部 : Marco Patuano (最高経営責任者 / CEO)

概要

1994年に国営会社として設立、1997年に民営化されたが、通信全分野でなおトップの地位を維持している。2014年6月現在、同社の主な株式所有者は、仏メディア・コングロマリット Vivendi : 14.9%、国内法人及び投資機関 : 5.35%、その他国内投資家 : 3.62%、国外法人及び投資機関 : 61.13%等であり、この割合は数年間大きな変化はない。国内では通信事業以外に、メディア制作グループのテレコム・イタリア・メディア (Telecom Italia Media) (デジタル・コンテンツ制作、デジタル放送局運営) とプリンタ製造会社 Olivetti を傘下に持つ。2015年7月、ブランド名を従来は移動体通信サービスのみのものであった TIM に統一した。

国外では、2008～2010年にボリビアの旧国営事業者 Entel、フランスとドイツのISP部門を売却したが、2010年10月にはアルゼンチンの既存総合事業者テレコム・アルゼンチンへの増資を実施、株式所有割合を58%とした。しかしながら、2014年10月には、米国の投資会社 FinTech グループと、同社株式を2年半の間に段階的に売却するという合意がなされている。ブラジルでは移動体通信部門で TIM ブラジル (TIM Brazil) の株式を67%所有している。その他、世界の約20か国に駐在事務所を有している。

グループの業績は国内市場の停滞と南米経済の成長鈍化により減少が続いており、2014年の総売上高は前年比5.4%減の215億7,300万EURとなっている。

2 Fastweb

Tel. : +39 02 45451

URL : <http://www.fastweb.it/>

幹部 : Alberto Calcagno (最高経営責任者 / CEO)

概要

1999年に設立された固定通信事業者で、2010年にスイスの国営事業者スイスコム (Swisscom) の完全子会社となった。

参入直後から主要都市でのIP網の整備に注力、固定回線とブロードバンド加入者のシェアを伸ばしつつある。光ファイバ網の整備ではTIMに対して先行しており、FTTxサービス地域は国内事業者中で最も広い。

2014年の売上高総額は約16億9,000万EUR、加入者総数は207万であった。

放送

I 監督機関等

1 経済発展省

(通信／I－1の項参照)

所掌事務

コンテンツ規制にかかわる政策の策定、放送周波数計画の策定、認可の付与、公共放送事業者規制等、放送行政全般を所掌する。

2 通信規制庁 (AGCOM)

(通信／I－2の項参照)

所掌事務

放送分野では、放送事業免許付与、放送事業者の規制監督、テレビ番組内容の監視等を所掌する。

II 法令

1 1997年7月31日の法律第249号

デジタルテレビ振興策として、有料テレビ放送市場に公共放送事業者 RAI と TIM の参入を許可している。

2 2004年5月3日の法律第112号

メディア集中排除規制に新基準を導入(業種別に1市場で30%以上の支配禁止から、マス・コミュニケーション分野全体を1市場として、その20%以上の支配を禁止)し、2011年から、全国放送のテレビ事業者の新聞事業参入を許可するとしている。

3 2005年7月31日の政令法律第177号

2005年9月に発効。地上デジタル放送開始以後の事業者規制の原則を提示しており、認可付与手続、規制機関の役割やコンテンツ規制等の枠組みを定めている。

III 政策動向

1 免許制度

「2005年7月31日の政令法律第177号」により、地上デジタル放送の開始に際しては、当該のサービスに割り当てられた帯域の周波数利用許可を取得する必要がある。また、各事業者はサービス地域ごとに地方政府から送信設備の設置、放送コンテンツやデータに関する許可を得なければならない。なお、地上デジタル放送においては、単一の事業者(子会社、関連会社を含む)が放送番組全体の20%以上のシェアを占めることは禁じられている。

衛星放送及びケーブルテレビについては、AGCOMの規定する認可付与基準に従い、前者がAGCOM、後者は通信省（現経済発展省）により事業認可が付与される。なお、2010年末、政府はウェブ上の映像配信事業にも、地上テレビと同様の認可基準とコンテンツ規制を課すと発表した。

2 公共放送関連政策

(1) RAIのガバナンス

「2005年7月31日の政令法律第177号」第49条ではラジオ・テレビ事業者RAIを2016年まで公共放送を実施する株式会社と位置付けている。2007年1月に発表された「RAI改革に関するガイドライン」では、一般企業の株主に当たる役割は、政府が直接当たるのではなく、国会議員、地方政府代表、有識者等が構成する運営基金を設立、そこに委任するとしている。同第4節及び第6節では、RAIの役員は上記の運営基金が指名し、役員は民間の株式会社に関する規定に服することとしている。取締役会及びその構成員の権限は、国の法律ではなく社の定款が定める。また、同ガイドライン第5節は、役員を指名する運営基金のメンバーは政党又は政府から独立の立場であることを明記している。

なお、RAIは3年ごとに経済発展省に対して事業契約書を提出すると定められており、2013年から2015年の契約書では、チャンネルと時間帯ごとの番組構成、未成年者保護、ウェブサイト上での情報公開等に関する計画が記述されている。

(2) 番組放送規制

「2005年7月31日の政令法律第177号」第6条及び第44条は、RAIのすべての放送プラットフォームにおいて、放送番組の少なくとも20%を過去5年以内に欧州圏内で放送された番組とすること、また10%をイタリア映画（制作年代は問わない）とすることと規定している。

(3) 受信料制度

放送番組受信機所有者には年ごとの受信料支払が義務付けられており、徴収機関は各種税金と同じく財務省である。対象機器は一般家庭はテレビ、事業所はラジオ及びテレビで、受信料額は年ごとのRAIへの予算に応じて決定される。2014年の一般家庭への年額は113.5EURであった。事業所については、ラジオが29.94EUR、テレビは事業所の性質により203.7～6,789.4EURであった。

また、2008年には、年間50万EURを上限として、75歳以上の単身低所得者を対象とした受信料免除制度が導入された。

3 コンテンツ規制

(1) 未成年者保護

「2005年7月31日の政令法律第177号」第34条は、18歳以上と指定された映画は放送してはならず、14歳以上と指定された作品については、放送時間を午後10時30分以降午前7時以前としている。また、14歳未満の児童の広告放送

出演は禁止、一般の番組においても出演の条件は、監督官庁の規定に従うべきとしている。2013年7月、政府はテレビやインターネットの有害コンテンツから児童を保護する新たな規制を策定するための委員会を設置した。政府は、この新たな委員会を中心にテレビの技術的変革に応じた新規制の必要性について検討を進めるとしている。

(2) 広告放送規制

「2005年7月31日の政令法律第177号」第37条により、処方薬及びたばこの広告は許可されず、アルコール飲料についても、未成年を刺激する、あるいは好ましいイメージを与える内容を広告に盛り込むことは禁じられている。

広告放送時間の上限については、同法第38条が規定しており、公共テレビ放送については週の放送時間合計の4%、個々の番組放送時間の12%未満、商業テレビ放送については1日の放送時間合計の15%、個々の番組放送時間の18%未満としている。

商業ラジオ放送については、広告放送時間の上限は全国放送で個々の番組放送時間の18%、地域放送で25%、ローカル放送で10%である。ただし、商業放送事業者にはテレショッピング等、商品の売買にかかわる番組の放送が許可されており、それらの放送時間は番組に挿入する広告放送とは別枠とされる。

また、同法第39条は、番組スポンサー企業が番組中で自社の商品イメージを誇示してはならない、また番組の前後にロゴ等を明示してはならないとしている。

4 地上デジタル放送

2004年に3事業者がDVB-T方式で放送を開始、2012年7月には、国内の地上放送チャンネルがすべてデジタルに移行、アナログ停波が完了した。

また、政府は2012年4月、将来的なDVB-T2方式での放送チャンネルの増加を見越して、2015年までに国内の販売チューナーのすべてをDVB-T2対応とすることを決定している。

IV 事業の現状

1 ラジオ

公共放送は、RAIが全国向けに3系統の総合放送と4系統の専門放送を実施しており、市場シェアの約40%を得ている。商業放送はほとんどがFMで、15の全国放送局ネットワークが存在する。RAIの放送は、インターネットでのオンライン・サービスでも聴取可能で、ウェブラジオも3系統で行われている。

デジタルラジオについては、RAIがT-DMB方式で実施している。

2 テレビ

2014年8月現在、19のマルチプレックスが全国放送可能な規模で運営されており、RAIのほかメディアセット (Mediaset)、Discovery Italia 等が無料チャン

ネルを提供しているが、視聴シェアは RAI が 47.4%、メディアセットが 34.7% である。そのほか、メディアセットを中心に有料放送が実施されているが、視聴シェアは 10% 台である。

3 衛星放送

公共放送では、RAI が Hotbird 衛星を用いたノンスクランブルの無料放送として、11 チャンネルの配信を実施している。また、2009 年 7 月から、RAI、メディアセット、テレコム・イタリア・メディアの共同出資による Tivù Sat が地上デジタル放送の難視聴地域等に 61 の無料デジタルチャンネルを配信している。

商業放送は、有料放送市場で 80% のシェアを持つニューズコープ傘下の Sky Italia が、150 チャンネル以上の配信を実施している。同社の加入件数は 2014 年現在で 468 万となっている。

4 ケーブルテレビ

大手通信事業者によるケーブルテレビ網の構築は 1998 年に停止され、加入者や視聴可能チャンネルは極めて限られている。

V 運営体

1 RAI

Tel. : +39 6 38781

URL : <http://www.rai.it/>

幹部 : Monica Maggioni (総裁 / President)

概要

公共放送事業者。議会が指名する 9 名の経営委員により運営される。株式の 99.56% を経済・財政省が、0.44% をイタリア作家編集者協会 (SIAE) が所有している。主要財源は受信料収入、広告放送収入及び有料放送収入で、2014 年の総収入は、前年比 10% 減の約 24 億 7,480 万 EUR であった。収入の約 3 分の 2 に当たる 17 億 5,560 万 EUR は受信料を中心とする政府からの供与金が占めている。広告収入は 6 億 7,490 万 EUR であったが、前年比約 9% 減で、減少傾向にある。

地上デジタル放送では、総合 5 系統、専門放送 10 系統の無料放送のほか、ビデオ・オン・デマンド (VoD) サービスも実施している。2014 年の市場シェアはラジオ、テレビともに国内第 1 位。

2 メディアセット (Mediaset)

Tel. : +39 2 2102 1

URL : <http://www.mediaset.it/>

幹部 : Fedele Confalonieri (会長 / President)

概要

イタリア唯一の大手民間放送事業者で、元首相ベルルスコーニ氏が経営する投資会社 Fininvest が株式の 33.5% を所有する。地上デジタルでは無料放送で総合 3 系統、専門 8 系統のほか、有料放送パッケージ「Premium」を提供している。

2014 年のテレビ市場の視聴シェアは国内第 2 位。スペインでも子会社を通じて地上放送 6 系統を提供している。

同年の国内での総収入は前年比約 2% 減の 24 億 2,860 万 EUR で、うち 16 億 9,400 万 EUR を広告収入が占めている。有料放送からの収入は 5 億 5,380 万 EUR である。

電波

I 監督機関等

1 監督機関

(1) 経済発展省

(通信 / I - 1 の項参照)

所掌事務

同省の周波数計画・管理総局が通信・放送分野で周波数計画・分配を所掌する。

(2) 通信規制庁 (AGCOM)

(通信 / I - 2 の項参照)

所掌事務

電波関連では、周波数計画に関する経済発展省の諮問機関として機能し、周波数分配計画に従い個々の事業者に周波数を割り当てる。また無線機器の技術基準の決定及び型式認定を所掌する。

2 標準化機関

イタリア標準化協会 (UNI)

Tel. : +39 02 700241

URL : <http://www.uni.com/>

所在地 : via Sannio 2 20137 MILANO (MI) , ITALY

幹部 : Piero Torretta (会長 / President)

所掌事務

1983 年の「EU 指令 (83/189/CEE)」に従い設立された国立標準化機関で、国内標準の策定及び周知、国際標準化会議への出席等を所掌する。

II 電波監理政策の動向

1 電波監理政策の概要

「電子通信法典」第 14 条に従い、周波数計画・分配は経済発展省、事業者への割当ては AGCOM が所掌する。周波数分配においては EU の基準に従う。

周波数計画の見直しは、欧州郵便・電気通信主管庁会議（CEPT）の欧州無線通信委員会（European Radiocommunications Committee：ERC）の基準に合わせて 3 年ごと、又は必要時に行うと規定されている。国防省に割り当てられている周波数に不足が生じた場合や特別の措置が必要な場合は、経済発展省と調整を行う。

2 周波数割当制度・電波再分配制度

周波数割当は、周波数利用の権利の付与の形式で行われる。「電子通信法典」第 27 条では、有害な電波干渉を引き起こす場合を除いて、周波数利用の権利は、個別認可ではなく、一般認可により付与される旨規定されているが、周波数の有効利用のために、特定の帯域について認可数を制限することができる。この場合、AGCOM は、利用者利益、市場状況を勘案し、周波数利用の認可数の決定を下し、また、同認可の付与手続や選定基準を定める。また、周波数の利用権利は、事業者へ付与された後も、他の事業者への移転が可能である。

2000 年 6 月実施された 3G オークションにより 5 社に免許が付与されたが、そのうち Ipse2000 社の免許は、事業計画の遅延のため 2006 年 1 月に取り消された。同社に割り当てられていた周波数 1920-1935/2110-2125MHz 帯を 3 ブロック（5MHz×2）に分割したオークションは 2009 年 5 月に実施され、同年 6 月に既存事業者 TIM、ウィンド、ボーダフォン・イタリーが追加割当を受けている。そのほか、2012 年末までに完了が予定されている地上デジタル放送への移行後の空き周波数を LTE 等のモバイル・ブロードバンド・サービスや、ホワイト・スペースに割り当てる周波数計画を、2010 年 6 月に AGCOM が承認している。AGCOM は 2011 年 8～9 月に 800MHz 帯、1800MHz 帯、2000MHz 帯、2600MHz 帯における周波数オークションを実施し、同年 9 月 28 日にオークション結果が発表された。800MHz 帯では、ボーダフォン・イタリー、TIM、ウィンドが各 2 ロットの割当てを、1800MHz 帯では、ボーダフォン・イタリー、TIM、3 イタリアが各 1 ロットの割当てを受けた。2.6GHz 帯では、3 イタリアが 4 ロット、ウィンドが 4 ロット、TIM が 3 ロット、ボーダフォン・イタリーが 3 ロットの割当てを受けた。これら周波数帯域の落札総額は、39 億 4,529 万 5,100EUR であった。なお、2000MHz 帯については、割当てが行われなかった。

オークション割当周波数と最低価格

ブ ロ ック	帯域 (MHz)	送受信 方式	ロット幅 (MHz)	ロット 数	各ロット最低 価格 (単位: EUR)
800	791-796/832-837 (計 5)	FDD	2×5	1	353,303,732.16
800	796-821/837-862 (計 25)	FDD	2×5	5	353,303,732.16
1800	1725-1735/1820-1830、 1750-1755/1845-1850 (計 15)	FDD	2×5	3	55,869,293.60
2000	2010-2025 (計 15)	TDD	1×15	1	77,934,646.80
2600	2570-2585 (計 15)	TDD	1×15	1	36,802,472.10
2600	2585-2600 (計 15)	TDD	1×15	1	36,802,472.10
2600	2510-2565/2630-2685 (計 55)	FDD	2×5	11	30,668,726.75
2600	2565-2570/2685-2690 (計 5)	FDD	2×5	1	30,668,726.75

出所: MdSE 資料

3 電波監視体制

電波監視は、経済発展省の所管とされており、全国 16 か所の地方監視局 (territorial inspectorates) がこれを実施している。

4 電波利用料制度

無線周波数利用に関しては、「電子通信法典」34 条において、行政コストの回収を目的に料金を課すことが規定されている。料金表は同法典付属文書 10 号 (Allegato n.10) で定めている。

周波数利用料の料金水準は、周波数帯及び帯域幅に応じて定められ、逼迫度の高い帯域の料金水準が高く設定されている。支払方法には財務省の口座への預金からの引き落とし、郵便振替等となっている。収支状況については、政府予算の中で公示されることが「電子通信法典」で定められている。

5 デジタル・ディバイド対策

ブロードバンドの全国的な普及を目的に、3.4-3.6GHz 帯を WiMAX に割り当てている。2008 年 2 月に、全国を七つの広域地域 (Macroregion) に分割してそれぞれに周波数ブロック A (3437-3458/3537-3558MHz) 並びに B (3458-3479/3558-3579MHz) を割り当てたほか、21 の地域 (Region) に対して周波数ブロック C (3479-3500/3579-3600MHz) を割り当てた。

6 電波の安全性に関する基準

電波防護に関する国内規定として、電波防護の枠組みを規定する「電界、磁界、電磁界の曝露に対する防護枠組法」（2001年）と具体的な規制値を規定する「100kHz-300GHz間の周波数で発生する電界、磁界、電磁界に対する国民保護のための曝露限界、注意値、品質目標の決定」（2003年）が制定されている。規制レベルを、短期影響の限界値「曝露限界」、長期影響の限界値「注意値」、将来の目標値「品質目標」に分け、それぞれ数値を設けている。そのうち、いかなる場合でも設定数値を超えてはならないとする「曝露限界」は、EU理事会が加盟国に適用を勧告している国際非電離放射線防護委員会（ICNIRP）の「時間変化する電界、磁界及び電磁界による曝露を制限するためのガイドライン（300GHzまで）」（1998年）よりも、厳しい数値を設定している。2001年及び2003年の政令は、公衆曝露と職業曝露を同等に規定しており、ICNIRPガイドラインの職業的曝露制限値の適用を加盟国に求める「EU指令（2004/40/EC）」に従った政令は制定されていない。

7 非常通信体制

公共安全にかかわる周波数分配については、国防省が運用する周波数帯より分配が行われている。対象機関には、金融省、憲兵隊、気象機関、内務省（警察・消防）、司法省がある。

III 周波数分配状況

現行の周波数分配・割当は、「2002年7月8日の通信省令」に基づき2008年11月に公示された周波数計画（Piano Nazionale Ripartizione delle Frequenze : PNRF）に基づいて実施されている。

周波数計画 URL（イタリア語）：
http://www.sviluppoeconomico.gov.it/index.php?option=com_content&view=article&idmenu=794&idarea1=570&andor=AND&idarea2=1104&id=68219§ionid=1,16&viewType=1&showMenu=1&showCat=1&idarea3=0&andorcat=AND&partebassaType=0&idareaCalendario1=0&MvediT=1&directionidUser=0hiveNewsBotton=0&idmenu=2263&id=68219